

# ■生徒心得細則

(三重県立四日市工業高等学校)

本校生徒としての本分を自覚し、誇りを持ち、心身共に健全な社会人としての人格の完成を目指すように努めなければならない。

以下は学校生活を楽しく、秩序あるものにするための規範を示したものである。

## 1 礼儀

礼儀はその人の品格の表れであることから、各自は常に正しい礼法や習慣を身につけるよう努める。

## 2 校内生活

校内での生活は、家庭の生活とともに生徒各自の生活の基礎となるものであるから、常に健全で規則正しいものでなければならない。また、実験・実習等では特に安全の確保に心掛ける。

### (1) 授業

生徒としての本分である授業は、高校3年間の集積により、各自の一生を支配する要因の一つともなることを思い、油断のないように努める。

### (2) 集会

本校では原則として水曜日に体育館又は交歓の広場において朝会を行う。集会等の団体行動は多人数が意思を統合し、正確に行動することに意義があることを理解する。

### (3) 給食室の利用

給食室の利用は昼食時並びに放課後とする。定時制の利用に配慮すること。

### (4) 校内生活一般

- 1 部室の出入りは始業前までの時間と放課後とする。
- 2 スマートフォン、携帯電話の校内での使用はルール・マナーを守りおこなうこと。

## 3 校外生活

社会道徳を守り、本校生徒としての自覚を持って行動しなければならない。

### (1) 通学・乗りもの

- 1 交通道徳を遵守し、事故・違反のないよう十分に気を付ける。
- 2 自転車を使用する際は、交通ルールを守り安全に走行すること。
- 3 公共交通機関を利用する者は車内道徳・社会的常識を守る。

### (2) 交友

青年期の交友における影響は善悪ともに計り知れないものがある。良き友だちを得ることが高校生活の充実につながることを理解する。

## 4 許可・願・届

### (1) 出欠に関する事項

忌引・欠席・学校遅刻・授業遅刻・早退・欠課・外出等の場合は、すべて生徒手帳の所定欄に記入の上、担任に届けなければならない。なおこれらの手続きに当たっては下記の事項に留意する。

- 1 忌引の日数は次の通りである。  
父母：7日、祖父母・兄弟姉妹：3日、三親等の親族：1日
- 2 遅刻・早退・外出の場合は所定の手続きをする。
- 3 公欠の基準（出席扱いではあるが授業は欠課とする）は学校の定めたところによる。

### (2) 一般事項

- 1 二輪車及び四輪の運転免許取得及び使用を禁止とする。  
ただし、校長が特に必要と認める場合、自動車学校への入校を許可する。
- 2 長期休業中及び平常時のアルバイトは届出制とする。

## 5 環境の整備と美化

環境が人に与える影響の大きいことを理解し、常に学校内外の整備・清掃・美化に努める。

## 6 健康管理

心身ともに健康であることを心掛け、いろいろな機会を利用して自己の健康の維持増進と体力の鍛錬に努める。

## 7 禁止事項

本校生徒としての誇りを持ち、誠意ある言動に努めなければならない。次の各事項は懲戒に該当する。本校生としての本分を充分にわきまえて言動に注意する。

- 1 無断の欠席・遅刻・欠課・早退・登校後の無断外出及び授業拒否・授業妨害
- 2 服装及び頭髪違反
- 3 不健全な書籍・雑誌・写真・その他の印刷物及び遊具等の所持
- 4 考査中の不正行為
- 5 無届けのアルバイト
- 6 無届けの運転免許証取得、及び無免許運転
- 7 故意の公共物破損等
- 8 喫煙・飲酒・有害薬物の使用
- 9 使役・迷惑行為・脅迫・恐喝・暴力行為等
- 10 窃盗及び他人の所有物の無断借用
- 11 高校生としてふさわしくない場所への出入り
- 12 学生割引証の不正使用及び不正乗車
- 13 インターネット等を使った名誉棄損、それに類する行為
- 14 その他生徒としての本分に反する行為

## 8 身だしなみと服装

服装や身だしなみはその人の教養の程度を表すものといわれている。本校生徒は清潔質素を旨とし、本校生らしさを失わないように心掛ける。

## (1) 制服

### 〔上着〕

#### ①詰襟学生服

- 1 黒無地の標準学生服とし、特殊仕立ては厳禁とする。
- 2 カラーが必要な上着には必ずカラーをつけること。
- 3 襟の右側には学年章を左側には科別章をつけること。

#### ②セーラー服

- 1 学校指定のものとし、特殊仕立ては厳禁とする。
- 2 胸リボンの色は黒色とする。
- 3 黒のベストは着用してもいい。
- 4 学年章、科別章は左側ポケットの上端につける。

#### ③カッターシャツ

- 1 ①、②を着用しない場合は学校指定のシール付き白色カッターシャツを着用すること。
- 2 カッターシャツの裾はズボン、スカートの中に入れること。

### 〔ズボン〕

- 1 黒無地のズボンとし、特殊仕立ては厳禁とする。
- 2 裾はダブル、シングルどちらでもいい。
- 3 ツータックは認めない。
- 4 ベルトは革、または人工皮革で華美でない黒一色とする。

### 〔スカート〕

- 1 学校指定のものとし、特殊仕立ては厳禁とする。
- 2 スカートの裾の長さは膝頭から脛の中央の間にあること。

## (2) 靴

- 1 通学に適した華美でないものとする。
- 2 ハイヒール、サンダル、ブーツは認めない。

## (3) カバン

サック類（リュックサックなど）、もしくはスポーツバッグとする。

## (4) 靴下、傘

- 1 靴下、傘ともに華美でないものとする。
- 2 ルーズソックス等は禁止とする。
- 3 ストッキング、タイツは黒またはベージュの無地とする。

## (5) 防寒着、手袋、マフラー等

- 1 冬期には通学途上のみ防寒着、手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用を認める。
- 2 脱衣、着衣は生徒昇降口で行い、校舎内で着用しないこと。
- 3 華美なもの、高価なものは使用を避ける。

- 4 コート、ウインドブレーカー(部活動使用のもの)は認めるが、毛皮コート及び革ジャン等は認めない。

#### (6) 頭髪

- 1 清潔で端正な髪形であること。(全体のバランスが整っている状態を求めたい)
- 2 頭髪に人工のウェーブ(ストレートパーマ、アイロン等による加工を含む)を付けたり、染色脱色等の加工や過度な刈りあげをしてはならない。
- 3 眉毛を細く剃る・カットする等加工しない。また、ヒゲを伸ばさないこと。
- 4 化粧は禁止する。

#### (7) その他

- 1 ネックレス、イヤリング、ピアス及び指輪等のアクセサリー等を身につけないこと。
- 2 各自の所持品には、はっきりと記名すること。
- 3 教科書等の学用品を校内に置いて帰らないこと。
- 4 服装・身だしなみは流行にとらわれず、生徒として見苦しくないように努めること。

## 9 諸届の手続き

### (1) 事前の手続きが必要なもの

欠席、忌引きについては事前に保護者から必ず担任へ連絡をすること。

### (2) 生徒手帳により届け出るもの

以下の手続きは、生徒手帳により届け出ること。それに係る事案があった場合は速やかに、関係部署あるいは担任に連絡し届出を行うこと。

#### [遅刻・早退・外出・欠課]

- ・出席停止になる法定伝染病による病欠(インフルエンザ等)の場合は学校指定の用紙にて証明書を提出すること。
- ・遅刻した場合は、登校後、すぐに生徒指導部へ来て届けを済ませること。その後、担任室に報告し、すみやかに授業を受けること。
- ・早退・外出の場合は担任に届け出て許可を受けた後、生徒指導部へ届け出ること。
- ・遅刻・早退・外出することが分かっている時は、予め保護者の認めをもらっておくこと。
- ・生徒手帳を忘れた場合には、生徒手帳不携帯用届け出用紙で代用し、後日正式な手続きを行うこと。
- ・遅刻、早退、外出に際しては届けと同時に届け出用紙に記入すること。
- ・これらの届けには保護者の認めが必要である。

### (3) 所定の用紙により届け出るもの

以下のことについては、所定の用紙に記入し、提出すること。

#### [自転車通学・交通事故・被害]

- ・学割は公共交通機関の利用距離が101km以上になると利用できる。
- ・通学に自転車を利用する場合は登録して、所定のステッカーを購入し、自転車の指定の場所に貼ること。
- ・これらの届けには保護者の認めが必要である。

### (4) その他に届け出が必要なもの

- ・ 刊行物の出版・印刷物の配付及びその掲示
- ・ 盗難・落とし物・拾得物のあった時、脅迫・強奪その他暴力行為のあった時、家庭状況・通学方法・住所・電話番号などの変更があった時などは、なるべく早く担任及び生徒指導部へ届けること。

(5) 諸手続きについての手順

項目	必要なこと・もの	手順
欠席・忌引	事前連絡・生徒手帳	担任
遅刻	生徒手帳	生指→学年担任室→教室
早退・外出	生徒手帳	担任→(保健室)生指
アルバイト (長期休業期間)	アルバイト届・生徒手帳	生指→アルバイト先→担任→生指
アルバイト (平常授業期間)	アルバイト届・生徒手帳	担任→生指 →アルバイト先→担任→生指
学割	生徒旅客運賃割引証交付願	事務室→担任→生指→事務室
自転車登録	自転車登録届	生指→ステッカー購入
交通事故	交通事故届	生指→担任→生指
被害	被害届	生指→担任→生指
刊行物の出版 印刷物の配付・掲示	諸届	生指→担任→生指

※自動車学校への通学・仮免と卒検の受験・県免許試験場での受験等、四輪に関することについては別に定める手続きによる。

## 10 規定の改正または廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正または廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正または廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒および保護者に説明するものとする。